

「日本ものづくりワールド 2018 第22回機械要素技術展」京都ブースに係る  
会場装飾の業務委託仕様書

公益財団法人京都産業21

上記業務に伴う仕様は、下記のとおりとする。

記

1 委託業務名

「日本ものづくりワールド 2018 第22回機械要素技術展」京都ブースに係る会場装飾

2 委託業務の目的

公益財団法人京都産業21（以下、「財団」という。）では、京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト\*\*の一環として、京都府内ものづくり中小企業の受発注取引の拡大や販路開拓を支援している。

当財団が、平成30年6月20日（水）～22日（金）に東京ビッグサイトにて開催する「日本ものづくりワールド 2018 第22回機械要素技術展」京都ブースに係る業務を行う。

\*\*京都府が厚生労働省の「戦略産業雇用創造プロジェクト」の採択を受けて、「オール京都」体制のもとで実施するものです。

3 事業内容

府内中小企業が製作した製品や加工物、またそれらの写真パネル等、自己が保有する技術を展示し商談を行う。

◆出展者数 14社

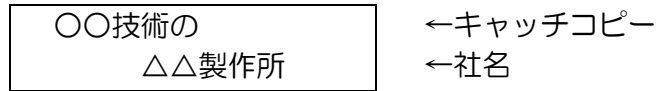
◆ブース面積 81.0m<sup>2</sup>（5,400mm×15,000mm）  
装飾に関して、高さ3.6mまで可能

◆レイアウト 会場レイアウト（別紙1）を参照ください。  
①14社の展示レイアウトは、対面形式とする。  
ただし、14社分の展示テーブルは個別に設けるものとする。  
②対面形式の場合の展示テーブルは、ストック付で  
長さ1,400mm×幅700mm×高さ約900mmを目安とする  
③財団の受付を設置する。ストックスペースを設置する。  
④商談スペースを設けてテーブル6基・イス24基以上を設置する。

◆装飾 ①京都をイメージする装飾デザインを提案ください。  
②京都の表示方法（文字・字体及びロゴ等については、委託決定後に指示する。）  
・「京都」の名前を目立つように表示してください。  
・アルファベット表記も入れてください。  
・「京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト」を角に小さく表示ください。

- ③「公益財団法人京都産業 21」の表示を使用ください。
- ④社名板は、出来るだけ社名が目立つアイデアを提案ください。  
社名版には、キャッチコピーが入ります。

例)



- ⑤照明は、出来るだけ、明るい照明を提案ください。  
(壁面にパネルを掲示しますので、壁面にも照明をつけてください。)
- ⑥カーペットは、パンチカーペットとします。
- ⑦電気工事は、一次幹線工事・電気使用量は含みません。

4 委託期間 委託契約締結日から平成30年6月29日(金)

#### 5 業務の内容

- (1) 上記の催事に伴う出展会場(京都ブース)の装飾に係る工事等一切の業務を行う。
- (2) 上記(1)に係る資材等の搬入、設置は平成30年6月19日(火)12時までに完了するものとする。
- (3) 会期中に財団または出展者から上記(1)に係る業務について補正等の指示があった場合には、速やかにその指示に従い業務を行う。
- (4) 会期終了(平成30年6月22日午後5時)後、速やかに上記(1)に係る搬入物品、資材等の撤去を行い、同日午後7時を目途に原状に復することとする。

#### 6 提出書類

- a) 装飾デザイン提案書 6部
- b) 見積書
- c) 会社概要一覧表 (別紙2)
- d) 同種業務の実績調書 (別紙3)

#### 7 提出書類提出期限

平成30年2月22日(木)午後5時まで  
なお、質問は平成30年2月1日(木)から平成30年2月19日(月)午後5時まで受け付けます。質問先は下記提出先と同じです。

#### 8 委託先決定

装飾デザイン提案書、見積書、会社概要一覧表、同種業務の実績調書に基づき、主催者で構成される選考委員会で評価し、決定します。

#### 9 個人情報の保護

本委託業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

#### 10 再委託の禁止

- (1) 受託者は、財団の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 財団は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段理由がある場合はこの限りでない。
  - ① 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超えている場合
  - ② 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

#### 1.1 調査等

財団は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

#### 1.2 完了報告及び検査

受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく完了報告書を財団に提出し、財団の検査を受けるものとする。

#### 1.3 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、財団と受託者とが協議して定めるものとする。
- (2) 本業務は財団の委託業務であり、業務の成果については財団に帰属する。

#### 1.4 提出先

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134

公益財団法人京都産業 21

ものづくり支援部 販路開拓グループ 担当：佐藤・金川

TEL：075-315-8590 FAX：075-323-5211

E-mail：[alliance@ki21.jp](mailto:alliance@ki21.jp)